

2024年12月2日以降 保険証は発行されません

新しい保険証が必要なときは…



マイナ保険証をご利用ください



現在お持ちの保険証も

2025年12月2日以降は使用できません

Q. マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

A. **医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。**保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

Q. マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

A. マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※マイナポータルへのログイン方法は

Q. 資格確認書って何のこと？

A. 資格確認書は、マイナ保険証を利用することができない方（有効な保険証をお持ちの方を除く）に対して発行されるものです。マイナ保険証と比べて有効期限や機能の制約がありますが、医療機関で資格確認はできます。当組合に加入したときなどにご本人からの申請に基づいて発行しますが、健保組合が職権で発行する場合があります。

Q. 高齢受給者証、限度額適用認定証などの他の証書はどうなるの？

A. **マイナ保険証に統合されます。**ただし、資格確認書をご利用の方は、高齢者受給者情報を記載した資格確認書と差し替え致します。その他の証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）は従来通り発行いたします。自治体から発行される医療証の取り扱い自治体にご確認ください。

マイナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからできます



安心・安全なマイナ保険証



マイナ保険証とは？

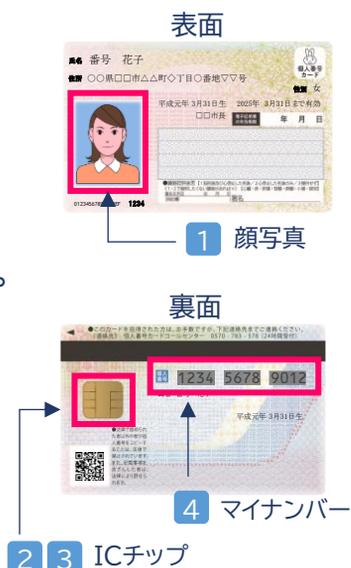
マイナンバーカードに**健康保険証の利用登録**をしたもの。
マイナ保険証で受診すると、本人が同意した場合は、過去の**診療・薬剤情報**や**特定健診情報**などを医師らが確認でき、より良い医療が受けられます。

マイナ保険証(マイナンバーカード)は安心して利用できます！

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用しても、**保険証の情報**や**診療・薬剤情報**、**特定健診情報**などは**ICチップ**に記録されません。

その他にも・・・

- 1 なりすましはできません**
✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
- 2 プライバシー性の高い個人情報が入っていません**
✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報も記録されません。
- 3 オンラインでの利用には電子証明書を使います**
✓ マイナンバーは使いません。
- 4 マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません**
✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。



セキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までご連絡を。
- アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



健康保険証利用登録の詳細はこちらから↓

厚生労働省作成動画
【どうやって申し込むの？
今すぐできる！簡単申込み編】

